

大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託

プロポーザル実施要領等に関する質問の回答

令和4年10月20日

大 牟 田 市

本回答書は、令和4年10月20日までに受け付けた、大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要領等に関する質問の回答を記載したものです。
なお、本質問回答書は、プロポーザル実施要領等と一体のものとして扱います。

プロポーザル実施要領等に関する質問及び回答

No.	資料名	頁	項目				内容	回答	
1	プロポーザル実施要領	2	4				スケジュール	<p>施設調査及び資料閲覧期間が10月11日から11月11日までと設定されております。</p> <p>上記を希望する場合には、施設調査及び資料閲覧申込の受付期間の10月3日から10月14日までに申込する必要があるため、複数回資料閲覧や施設調査を希望する場合でも14日までに申込する必要があります。</p> <p>施設調査を行い、社内で検討した結果、再度調査を希望する場合も生じるかと思料します。効果的かつ実現可能な提案内容とするためにも、調査申込期限の10月14日以降においても施設調査及び資料閲覧可能な期間であれば臨機で申込させて頂けないでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおり事態が生じることが想定されるため、施設調査及び資料閲覧申込の受付期間を11月4日まで延長することとします。</p>
2	プロポーザル実施要領	2	4				スケジュール	<p>上記質問の回答日が10/28となっております。資料閲覧の申込期限(10/14)を過ぎるかと思料します。回答をいただく事は可能でしょうか。</p>	<p>上記No.1のとおり回答します。今後も必要に応じて随時回答します。</p>
3	プロポーザル実施要領	2	4				スケジュール	<p>【参加資格に関するものではございませんが、事業者の募集及び選定スケジュールの都合上、先行して質問させていただきます】</p> <p>「表1 事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)」に「審査要領及び契約書(案)の公表 令和4年10月下旬」とあり、また「プロポーザル実施要領等に関する質問受付締切(参加資格に関するもの以外) 令和4年11月4日(金)」とあります。契約書(案)の公表後(10月下旬以降)、参加資格に関するもの以外の質問受付締切(11月4日)までの期間が短く、契約書(案)に関する十分な確認と質問ができないおそれがあることから、以下いずれかをご検討いただくことは可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書(案)の公表の前倒し ・契約書(案)への質問受付期間の延長 ・契約書(案)への質問について、別途の受付期間を設定 	<p>審査要領(案)及び契約書(案)の公表日については現時点で未定のため、質問受付期間については公開日に合わせて再設定することとします。</p>
4	プロポーザル実施要領	3	5	1	1		参加者の構成	<p>「参加者は、単独企業又は複数の企業により構成されるグループ(以下「グループ」という。)とする。」とありますが、グループである場合、業務委託契約の締結者や業務の履行体制としては、共同企業体(JV)を指定されているという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
5	プロポーザル実施要領	5	6	1	1		<p>参加資格確認申請時の書類</p> <p>維持管理業務実績を証明する書類</p>	<p>維持管理業務の実績を確認する履行証明書の原本等を(1件以上)提出すること、と記載されておりますが、本実績の件数が本プロポーザルにおける評価対象となるでしょうか。現時点で評価の基準(審査要領)が公表されておらず、本実績数の差異によって評価点に影響するかご教示ください。</p> <p>評価対象であれば、「実績件数の1件以上」について、可能な限り多く提出することが想定されます。それとも参加要件のみ確認するために最小限数で良いのか、ご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>履行実績については、参加資格の有無を確認するものであり、実績数が審査における評価対象となるものではありません。</p>

6	プロポーザル実施要領	5	6	1	1				参加資格確認申請時の書類 維持管理業務実績を証明する書類	仕様書等の写しを提出する旨の記載がありますが、仕様書等をすべて添付すると相応な頁数となるかと思料します。 当該書類については、参加要件の処理方式や規模、施設についての記載がある部分を抜粋したものの理解でよろしいでしょうか。	該当部分の抜粋で構いませんが、その場合は、件名や発注者が分かること、割印等の書類の同一性が担保されていることが必要です。
7	プロポーザル実施要領	5	6	1	1				表2 参加資格確認申請時の提出書類	「役員等名簿及び照会承諾書」に掲載する役員とは、現在事項全部証明書に掲載されている役員のみ掲載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	プロポーザル実施要領	11	7	1	2				審査委員会の設置	近年の上下水道事業における官民連携においては、多様化する課題に対応するため、様々な事業スキームが構築されております。このような状況に対応するために、企業側としてより行政側のニーズを汲んだ効果的なスキーム、提案内容とすべく行政経験者を雇用するケースも多いものと思料します。 案件によっては、上記のように行政経験者と評価委員が過去に公務として関係していたことも多分に生じるものと想定されます。 本事業において、他の自治体職員様が評価委員として選出されておりますが、11頁に記載されていますように、委員への直接間接問わず接触を禁じられていることを前提とすることが担保されており、評価の公平性には影響しないと理解してよろしいでしょうか。 本事業への参加是非に大きく影響するかと考えられるため、質問させていただきます。	当然のことながら、審査委員会の審査における中立性・公平性に影響はありません。